

議案第19号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が機能上特に必要があり、かつ、周辺の土地利用の状況を勘案して環境上及び景観上の対策を講じることにより周辺環境と調和すると認めて許可した場合においては、この限りではない。

第 7 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審議会の同意を得なければならない。

別表第 2 倉谷町産業公園地区地区整備計画区域の項アの欄中「法別表第 2（ぬ）項」を「法別表第 2（る）の項」に改め、「以下」の右に「この別表において」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部が改正され、引用する条文に条ずれ等が生じたため、所要の改正を行うもの。また、建築物の高さの制限に関し、まちづくりの方針に整合する場合に限り許可をする旨の規定を追加するもの。